

美浜町チャイルドシート購入補助金交付要綱

(平成13年3月30日要綱第1号)
改正 平成14年3月 5日要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、チャイルドシートの着用が乳幼児の交通事故による被害の防止、軽減に大きな効果があることに鑑み、チャイルドシートの購入に要する経費の一部を助成することにより、チャイルドシートの着用の徹底を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 この要綱に定める補助金の交付対象者は、当該補助金を交付する日において美浜町の住民基本台帳に登録されている者で、年齢6歳未満である乳幼児をもつ父母又は保護者とする。

2 前項にかかる乳幼児の年齢計算は、出生の日から6歳の誕生日の前日までとする。

(補助金の制限)

第3条 チャイルドシートの購入経費に対する補助金の支給は、対象となる乳幼児1人につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、チャイルドシートの購入経費の2分の1の額とする。ただし、その額が1件あたり10,000円を超える場合は、10,000円とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、美浜町チャイルドシート購入補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下、「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) チャイルドシート購入に係る領収書(購入年月日、購入者氏名、商品名、購入店名が記載されているもの)
- (2) 品質保証書の写し

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条に規定する申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合、美浜町チャイルドシート購入補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、詐欺その他不正の行為によって補助金の交付を受けた者に対し、当該補助した額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱に定める事項は、平成13年4月1日以後に出生した乳幼児から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。